津山市立清泉小学校 いじめ問題対策基本方針

す #, 像

- ・命の尊さに気づき、かけがえのない命についての考え方や認識を深め、広げることができる子
- ・学校生活の中で、自他の存在を認め合い、自己肯定感を高め、自己の良さを十分に発揮できる子

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校全体の取り組みにするために「生徒指導委員会・いじめ対策委員会」を置く。「生徒指導委員会・いじめ対策委員会」には、校長、教頭、 教務主任、生徒指導担当、養護教諭が参加し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取り組みをおこなう。
- ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進め、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- ・いじめの早期発見のために、「心のアンケート」を実施し、一人ひとりの児童と教育相談をおこなう。

<重点となる取り組み>

- ・「いじめ防止啓発月間」において、児童会を中心に、「なかよし集会」をおこない、いじめを許さないという意識の高揚を図る。 ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深めるために、教職員研修を夏季休業中に実施する。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- 学校基本方針をPTA総会で説明し、学 校のいじめ問題への取り組みについて、 保護者の理解を得る。
- 学校運営協議会や学級懇談会では、児 童の学校外での生活に関する見守りや 情報提供の依頼をおこない、いじめの早 期発見に努める。

学 校

いじめ問題対策委員会

<生徒指導委員会・いじめ対策委員会の役割>

- ・基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作 成、実行・検証・修正の中心的な役割を担う。発生した いじめ事案の対応を中心となって行う。
- <生徒指導委員会・いじめ対策委員会の開催時期>
- ・学期に1回(5月・10月・2月)

<委員会の内容の教職員への伝達>

直後の職員会議で全職員に周知する。緊急の場合 は職員終礼等で伝達する。

<構成メンバー>

校内…校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、養護教諭、 該当学級担任、SC

校外…学校運営協議会委員、関係機関等

教 職 員 全

関係機関等との連携

<連携機関名>

- 津山市教育委員会
- <連携の内容>
- ネットパトロールによる監視

<学校側の窓口>

• 数頭

<連携機関名>

- •津山警察署
- <連携の内容>
- ・非行防止教室、インターネットモラル教 室の実施(12月)
- <学校側の窓口>
- 数頭

学 校 が 実 施 す 取 組

(職員研修) 1

- ・教職員の指導力向上のために、児童のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修をおこなう。
- (児童会活動)
- ・いじめについての考える週間において、児童会主催のいじめ防止の意識を高めるための取り組みを進める。 Ľ (居場所づくり)

め ത

・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。

防

ıΕ

2

・ネット上のいじめを防止するために、低学年からインターネットモラルについて学習し、高学年は津山警察署の職員を招聘し、非行防止教室・インターネットモラ

(実態把握)

- 児童の実態把握のための「心のアンケート」を学期ごとに実施し、教育相談をおこなうことで、児童の生活の様子を把握し、いじめの早期発見を図る。
- (相談体制の確立)
- ・つらいときには教職員、保護者など誰でもいいから伝えることを周知する。全ての教職員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけをおこない、児童がい 早 つでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 期

(情報共有)

・児童の気になる変化や行為があった場合、教職員全員に早急に伝え、情報共有をおこなう。

発見 (家庭への啓発)

学級懇談会や通信等において、児童の気になる変化や行為があった場合には、早急に担任等に連絡・相談する旨を全家庭に伝えるとともに、いじめは非人間 的行為であり絶対許されない行為であることを訴える。

(いじめの有無の確認)

- ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性があると判断したときは、速やかにいじめの有無の確認をおこなう。
- (いじめの組織的対応) 3
 - ・いじめの組織的な対応を検討するため、「生徒指導委員会・いじめ対策委員会」を開催する。
- (いじめられた児童への支援)
 ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援をおこなう。 (いじめた児童への対応)

ľ.

- いじめた児童に対しては、いじめは絶対許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気づかせるなど、適切かつ毅然とした対処をおこなうとともに、当 該児童の周囲の環境や人間関係などその背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら健全な人間関係を育むことができるよう指導をおこなう。
- (いじめの記録) ത
 - ・児童の状況等については、事実関係や指導の経緯等の情報を適切に記録し、当該児童が卒業する年次までは保管する。(重大事案の場合は、卒業後5年間は 保存する。)
 - (いじめ解消の確認)
 - ・いじめられている児童に対して、心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月続いた上で、本人およびその保護者に対し、心身の 苦痛を感じていないかを確認する。

2章への対に配慮が

め

対

机

・発達障害を含む障害のある児童、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童、性同一性障害、東日本大震災により被災した児童、学校として特に配慮が必要な児 童については、日常的に適切な支援を行い、積極的に研修を実施する。